

Provocative thought*

ニュース・レター (No.002)
2009年7月

Table of contents

気候温暖化への対応策.....	2
2009 年度日本税制改正 - 外国子会社配当益金不算入制度.....	3
Japanese Service Desk メンバーのご紹介	4
PwC からお知らせ	5
PwC の出版物.....	5
PwC オーストラリア Japan Service Desk イベント・カレンダー	6
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List	6

気候温暖化への対応策

オーストラリア連邦政府は炭素汚染削減制度(CPRS)に関する法案の草案が公表されました。排出権取引制度の導入については2011年7月まで延期されることになりましたが、連邦政府として炭素汚染削減制度への取り組み自体は堅持する姿勢を打ち出しています。気候温暖化が政策の中心課題となっており、事業者にとっては、この延期された期間を有効に使うため炭素汚染削減制度の適用に備えることが求められています。

炭素汚染削減制度及び温室効果ガス・エネルギー報告法(連邦法・2007年、NGER)に基づく報告義務がオーストラリアにおけるビジネスにおいて、直接的な影響を与える事になるため、十分な検討と素早い対応が求められています。

温室効果ガス・エネルギーに関する報告義務

温室効果ガス・エネルギー報告法は、オーストラリアの一定の事業における、温室効果ガス(GHG)排出量及びエネルギーの消費量に関する報告義務を定めています。適用初年度は2009年6月30日となっているため、各企業は早急な対応を行い、法令順守に関するリスクを低減することが求められています。

単位	会計年度	報告義務が生じる基準
会社	2009年度(2009年6月30日までの会計年度)	125千トンを超える温室効果ガス、もしくは、500テラジュールを超えるエネルギーを発生させたか、消費した場合
	2010年度(2010年6月30日までの会計年度)	87千5百トンを超える温室効果ガス、もしくは、350テラジュールを超えるエネルギーを発生させたか、消費した場合
	2011年度(2011年6月30日までの会計年度)	50千トンを超える温室効果ガス、もしくは、200テラジュールを超えるエネルギーを発生させたか、消費した場合
設備	全ての年度	25千トンを超える温室効果ガス、もしくは、100テラジュールを超えるエネルギーを発生させたか、消費した場合

排出権取引に向けて

2011年に予定されている排出権取引制度の導入は、過去数十年間のオーストラリア経済における最も根本的な改正の1つと言えるでしょう。対象となる事業者は排出量に関する義務を負い、場合によっては排出権を入札形式で購入することになります。経営陣は排出量の管理や報告及び排出権取引について、自社の準備状況を適宜モニタリングする必要があります。

チェックリスト

- ガバナンスについて
 - 自社の排出量管理に関する計画や連邦政府の政策及び法案、各種団体のロビー活動やその他の公開資料について、責任を有する社内委員会が存在していますか？
 - 気候温暖化に関するリスクに対する責任の所在を、十分な権限と共に経験のある適任者に割り当てていますか？
 - 気候温暖化のリスクにも対応できるように、社内ガバナンス体制やリスク管理制度を適切に修正していますか？
- 報告義務及びコンプライアンスについて
 - 炭素汚染削減制度及び温室効果ガス・エネルギー報告法に基づく報告義務及び遵守事項を十分に理解し、検証されていますか？
 - 温室効果ガス・エネルギー報告法で規定された工程表に間に合うように、排出量や消費エネルギーに関する管理及び報告を行うための必要な時間と資源が投入されていますか？
 - 温室効果ガスの排出量が正確かつ定期的にモニタリングされ、管理及び報告が為されるように、内部のデータ収集及び報告に関する仕組みが整備されていますか？
 - 報告の前に、排出量の正確性が検証されていますか？
- 財務面の影響について
 - 気候温暖化による直接的もしくは間接的な影響について検証されていますか？
 - 気候温暖化に関連するリスクを定量的に捕捉し、対応する準備は整えられていますか？
 - 予算や設備投資、M&A等を検討する上で、排出権取引の価格による財務的な影響は考慮されていますか？

炭素汚染削減制度に関する工程表

2009年8月31日	2009年10月31日	2011年7月1日	2012年7月1日
温室効果ガス・エネルギー報告法に基づく登記	温室効果ガス(GHG)排出量及びエネルギーの消費量の報告(初年度)	排出権取引開始 (固定価格:\$10 / t Co ₂ 相当量)	市場価格による排出権取引の開始

2009年度日本税制改正 - 外国子会社配当益金不算入制度

2009年度の日本の税制改正税法が3月31日に公布されました。国際課税に関連した分野では外国子会社配当益金不算入制度が創設されました。

制度の概要

従来日本では、外国の子会社から受ける配当はその全額を益金に算入し、一方で当該配当に関して当該外国子会社所在地国で課された配当源泉税、および当該外国子会社が支払った外国法人税を一定の限度額の範囲で日本の親法人の税額から控除するという制度により、国際的な二重課税を排除してきました。しかしながら、この制度によると海外子会社利益を配当の形で日本に資金還流すると国際的に高い水準にある日本の法人税率が適用され、その結果として海外利益が過度に海外に留保される恐れが指摘されていました。こうしたことから、海外子会社からの配当が益金不算入となる制度が創設されました。また、それに対応して海外子会社が支払った外国法人税を日本の親法人の税額から控除するという間接外国税額控除が廃止され、さらに益金不算入となる外国子会社からの配当にかかわる源泉税についても直接外国税額控除の対象とはしないこととされています。従来、外国税額控除は事業税には認められておりませんでした。海外子会社配当益金不算入制度は事業税(および地方法人特別税)についても認められるものと考えられることから、この部分の効果は大きいものと考えられます。また、この改正に伴って、外国子会社等にかかる所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)についても所要の改正が行われました。

外国子会社配当益金不算入制度の創設および外国税額控除制度の改正

日本法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その日本法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金に算入しないこととされました。ここに、「外国子会社」とは、日本法人が外国法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前6カ月以上引き続き直接に有している場合のその外国法人をいうものとされています。なお、租税条約の規定により従来の間接外国税額控除について外国子会社の持株割合要件が緩和されている場合には、当該持株割合により外国子会社配当益金不算入制度適用上の外国子会社に該当するかが判定されます(例:日豪租税条約上は10%以上)。

また、当該配当等の5%に相当する金額は、益金の額に算入しないこととされる配当等の額から控除されることとされています。すなわち、配当等の額の95%が益金不算入の対象とされます。本改正は、原則として(経過措置について留意が必要です)、日本法人の2009年4月1日以後開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等の額について適用されます。

外国子会社配当益金不算入制度の創設により、国際的な二重課税は排除されると期待されることから、間接外国税額控除制度は所要の経過措置を設けた上で廃止されました。また、配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その日本法人の各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入しないこととするともに、外国税額控除制度の対象としないこととされています。外国子会社からの配当金が益金不算入になることから、当該配当にかかわる源泉税の控除を認めなくても実質的に国際的な二重課税が生じないと考えられるためにこのような制度改正になっているものと思われます。本改正は、原則として、日本法人の2009年4月1日以後開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等の額について適用されます。

日系企業への影響

外国子会社配当益金不算入制度の創設により、日本企業には様々な影響が生じることが考えられます。新制度が旧制度に比して有利・不利となるかの判定は、みなし外国税額控除の適用の有無、国外所得の内容、適用税率や他の税額控除制度への影響等様々な要因によって異なるため、ケースバイケースであると考えられます。特に、日本国外からの受取配当金の

益金不算入とそれに伴う間接外国税額控除および海外子会社からの配当にかかわる源泉税の(直接)外国税額控除が廃止される一方で、海外支店の利益に対して課された外国法人税や利子・ロイヤルティにかかわる外国法人税の外国税額控除は従来と同様に適用されることから、これまでとは外国税額控除の適用が大きく異なってくる可能性があります。日本企業は本制度の影響を十分に考慮して、税務上のシミュレーションを実施し、海外子会社所在地国の税率の変更を含めた税務の動向も視野に入れつつ、今後の資金還流方針・海外子会社の再編等を検討する必要があるものと考えられます。本改正により例えば以下のような影響が考えられます。

- 日本より税率の低い外国に支店を設けて事業展開している場合には、当該支店を子会社とした方が税務上有利になる可能性があります。
- 租税条約の適用により、従来間接外国税額控除の計算の際にみなし外国税額控除が認められていた場合には、本税制改正によりみなし外国税額控除が認められなくなり、連結実効税率が上昇する可能性があります。
- 海外子会社からの配当が予定されており、会計上繰延税金負債が認識されている場合には、当該繰延税金負債を取り崩すことができる可能性があります。その場合には、連結財務諸表上の実効税率が下がる可能性があります。

また、外国子会社から日本親会社への配当が実質非課税になることから、これまで以上に海外子会社への利益・所得の状況について詳細に調査される可能性があります。すなわち、移転価格税制や外国子会社合算税制にかかわる税務調査がより厳格に運用される可能性も考えられます。こうしたことから、移転価格等の見直しやその文書化についても改めて検討することが必要と考えられます。

Japanese Service Desk メンバーのご紹介



三宅 修
Osamu Miyake
(コンタクト先巻末参照)

経歴: PwC アドバイザリー(東京)および駐在先の PwC シドニー(2008年3月~)において、M&A 支援に6年従事。国内外の企業に対して財務デュー・ディリジェンス(DD)、Valuation、戦略立案、交渉支援、セルサイド・アドバイス(セルサイド DD)等、多くの実績を持つ。

- 日本における主な関与実績: 不動産会社のリゾート事業買収(Valuation 及び買収交渉)、電機メーカーの M&A 戦略立案 & 事業部評価手法の開発、飲料メーカー同士の事業統合(セルサイド・アドバイス)、幅広い業種における財務 DD、民事再生法案件、産業再生機構関与案件等。
- オーストラリアにおける日系企業に対する主な関与実績: 日用品メーカーの同業他社買収(財務 DD 及び交渉支援)、商社の販社買収(Valuation 及び交渉支援)、建機メーカーの販社買収(財務 DD)、建設会社の豪州進出支援(会計・税務)等。

「新会社法による M&A・企業再編の実務 Q&A」「アジア・パシフィックにおける M&A ガイドブック(タイトル未定)」「(中央経済社)(共著)、金融機関向け通信教育講座や旬刊「経理情報」への寄稿等。

PwC 入社以前は、株式会社 NTT データに勤務。米国会計士試験合格、中小企業診断士。

1 分間インタビュー

オーストラリアに来ることになったきっかけは?

クロスボーダーの M&A デールを支援するためには、英語力はもちろんのこと、現地との強いネットワークや商習慣・文化の違いを理解することが重要であると感じ、PwC の人材交流プログラムに応募しました。アメリカという選択肢もありましたが、日本でも採用が検討・予定されている国際財務報告基準(IFRS)を学ぶため、オーストラリアを希望しました。

オーストラリアにおいて最も印象に残っているプロジェクトは?

ある東証一部上場企業の M&A をサポートさせて頂いた時、本社の CEO や CFO 及び役員の方々が豪州入りし、対象会社の経営陣へのヒアリングに同席する等、強いリーダーシップとコミットメントを発揮されていたことが印象に残っています。

オフタイムは何をしていますか?

妻と共にテニスやヨガ、友人とタッチフットボール等で体を動かしたり、ラグビー観戦や日本のドラマの DVD を見ながらリラックスしていることが多いのですが、まとまった休暇が取れる時には、よく旅行に行きます。

最近1年間の間に、一番嬉しかった事は？

ブレディズローカップ(オーストラリア対ニュージーランドのラグビーの試合)において、ニュージーランド(オールブラックス)が試合前に行く「ハカ」を実際に見ることができたことです。

地球最後の日、自分の手元にA\$100 あったとしたら、それをどう使いますか。

友達と酔い潰れるまで飲みます。

タイムマシンがあったとしたら、どうしますか。

過去に戻ってやり直したいことも山のようにありますし、自分の将来を見てみたい気もしますが、現在の自分の姿が全てだと思っていますので、実際のところは使わないかもしれません。

最後に一言

プロフェッショナルとは何か？を意識しながら働くことを心がけていますが、まだまだ学ぶべきことが多く、1つ1つのステップを大事にしながらやっていきたいと考えています。

PwC からのお知らせ

日本における PwC グループに PwC コンサルタント株式会社(旧名:ベリングポイント株式会社)が加わりました

2009年5月11日、ビジネスコンサルティング大手のベリングポイント株式会社は世界最大級のプロフェッショナルサービスネットワークである PricewaterhouseCoopers(以下 PwC)に加入しました。これに伴い、5月11日付でベリングポイント株式会社は会社名を「プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社」へと変更しました。

なお本件、経営統合に向けた手続きを2009年末までの完了を目途に進めてまいります。従前より、PwC アドバイザリーにおいて M&A の戦略策定から買収対象となる会社の選定支援、企業価値評価・デューデリジェンス及び統合計画の策定・モニタリング等のサービスをご提供してまいりましたが、今回の経営統合に伴って、旧ベリングポイントにおける業務改革及び SAP や ORACLE、Hyperion 等の IT システムソリューションに関する強みを活かし、M&A に関するプランニングから調査・実行・モニタリング・IT システム等の統合作業まで、終始一貫したトータルサポートが可能となりました。経営変革を成し遂げ、企業価値を向上させようという企業の皆様に、今回の経営統合による相乗効果(シナジー)を活かした PwC のディール&コンサルティングサービスを是非実感していただきたいと思っております。

<http://www.pwccconsultants.jp/news/2009/0427.html>

2009年9月頃を目処にアジア・パシフィック地域における M&A ガイドブックを中央経済社より刊行予定です

PwC のグローバルネットワークにおける M&A に関するクライアントサービスを通じて蓄積された実務経験・ノウハウに基づいたクロスボーダーの M&A に関するガイドブックを作成中です。日本企業がクロスボーダーの M&A ディールを計画・実行する場合の留意事項について、財務・税務面を中心に各国別に解説を行っています。2009年9月頃を目処に、中央経済社より刊行予定です。ぜひご一読頂ければ幸いです。

PwC の出版物



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRS に関する初歩的な事項を IFRS に関する初歩的な事項を Q&A 形式でとりあげ、IFRS の会計処理や IFRS 導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS 国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRS によって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方に IFRS への理解・関心をもっただけできるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較 (英語版・日本語版)

国際財務報告基準および米国会計基準ならびに日本会計基準の主な類似点について包括的に理解できるように作成されています。



- オーストラリアにおける事業活動

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

PwC オーストラリア Japan Service Desk イベント・カレンダー

シドニー

日時	場所	イベント内容	連絡先
2009年8月19日	PwC シドニーオフィス 10階 (201 Sussex Street, Sydney)	「徹底解説！オーストラリアにおけるM&A」 講師：三宅 修 申込方法：以下の URL をご参照ください。 http://www.jcci.org.au/s-semi090819.doc	シドニー日本商工会議所 • Tel: 02-9262-1987 • Email: info@jcci.org.au

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務ををご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州お

よび日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関する深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwC アドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させていただいております。

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)			
Sydney Office Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">  <p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">  <p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>		 <p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>	 <p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>
 <p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>	 <p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>			
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">  <p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">  <p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>		 <p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>	 <p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>
 <p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>	 <p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>			
	Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">  <p>Senior Accountant Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>		 <p>Senior Accountant Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com</p>	
 <p>Senior Accountant Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com</p>				

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)
Melbourne Office Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)  <p>Senior Manager Haruo Nire (榎 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>  <p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>

© 2009 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。

最終更新：2009年7月